

申告に必要なもの

- ① 役場や税務署から送付された「確定申告のおしらせ」または「申告書」(送付されている方のみ)
- ② マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ※通知カードの場合は免許証、パスポート等の本人確認書類が必要です。

- ※扶養親族がいる場合は、全員分が必要です。
- ③ 本人または扶養親族が障がい者の場合は、障がい者手帳など
- ④ 本人が学生の場合は、学生証
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 申告者本人名義の口座番号の分かる資料(所得税の還付申告予定の方)
- ⑦ 給与所得・年金所得のあ

- る方は、源泉徴収票(原本)
- ⑧ 事業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書・収入金額と必要経費のわかる帳簿類・領収書など
- ※収支内訳書は、帳簿などから事前に作成する必要があります。
- ⑨ その他の所得者は、平成30年中の収入(所得)内容がわかる書類

- ⑩ 平成30年中に支払った各種関係書類
- ⑪ 社会保険(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等)の領収書や証明書など
- ⑫ 生命保険・地震保険の控除証明書
- ⑬ 寄附金控除を受ける方は、寄附をした際の領収書
- ⑭ 医療費控除を受ける方は、平成30年中にかかった医療費通知または、医療費の領収書や保険で補填された場合はその金額がわかる書類など

- ※事前にとりまとめて金額を集計してください(詳しくは国税庁のホームページを参考にしてください)。
- ※医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。
- 次に該当する住宅借入金等特別控除は、税務署へ直接申告をお願いします
- 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- 増改築、認定長期優良住宅の新築等、住宅借入金の連帯債務、ローンの借り換え、マイホームの譲渡、中古住宅の購入を行った方

参考) 医療費控除について

自分や家族などのために、平成30年1月から12月までに支払った医療費の合計金額が10万円(その年の所得が200万円未満の方は所得の5%)を超えた場合は、医療費控除を受けることができます。

対象になる例

- 医師や歯科医師による診療代・治療代
- 治療や療養に必要な医薬品の購入費(薬事法に規定されているもの)
- 診療などで電車やバスなどの公共交通機関を使用した場合の交通費
- 6か月以上寝たきりの状態で、医師の治療を受けている人のおむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要)
- 介護保険制度の下で提供されている一定のサービス(領収書に医療費控除対象額が記載されています)

対象にならない例

- インフルエンザなどの予防接種費
- 健康診断や人間ドックの診断料(健康診断の結果、引き続き治療を受ける場合は、医療費控除に含まれます)
- 自家用車で通院した場合の、ガソリン代や駐車場代
- 血圧計や体温計などの健康維持のための器具購入費用
- 風邪予防のうがい薬や栄養ドリンク・サプリメント代
- 文書料(診断書料)

※詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー」をご覧ください。

- ⑮ セルフメディケーション税制を受ける方は、特定健康診査や定期健康診断等の一定の取組を行った領収書や結果通知書を持参し、対象となるスイッチOTC薬(レシート等に★印等の記載のあるセルフメディケーション税制の対象商品であるものの)レシートなど

●住宅借入金等特別控除の申告をされる方は、町県民税に控除額を反映させるため、必ず町県民税の納税通知書が送達される時までに申告をしてください。なお、納税通知書が送達された時以降に申告をした場合は制度の適用を受けることができません。

上場株式等の配当所得等に  
係る課税方式の選択

上場株式等の配当所得や  
上場株式等の譲渡所得（源  
泉徴収がある特定口座）に  
ついて、所得税と町県民税  
で異なる課税方式を選択す  
ることができます。

所得税の確定申告で上場  
株式等の配当所得等を申告  
する場合は、町県民税も同  
様の課税方式が適用されま  
す。ただし、町県民税での  
課税を希望しない方は、町  
県民税における申告不要制  
度を選択することができます。

課税方式の選択を希望さ  
れる方は、町県民税の納税  
通知書が送達される時まで  
に、確定申告とは別に、町  
県民税申告書を税務課へ提  
出してください。また、申  
告会場でも受付をしていま  
す。なお、納税通知書が送  
達された時以降に申告をし  
た場合は制度の適用を受け  
ることができません。

町県民税の申告

●町から町県民税の申告書  
が届いた方（発送は2月

上旬

収入がなかった方は、必  
要事項を記入し、郵送でも  
提出できます。

問 税務課 課税担当

TEL 内線 134・135

所得税等の確定申告

●所得税・復興特別所得税  
の還付申告

次のような方で源泉徴収  
された税金が納めすぎにな  
っているときは、確定申告  
により税金が戻ってくる場  
合があります。

- ①源泉徴収されている原稿  
料・配当金などが少額で、  
その他の所得も少ない方
- ②給与・年金所得者で、雑  
損・医療費・寄附金・住  
宅借入金等特別控除等を  
受ける方
- ③平成30年中に中途退職し、  
その後年末調整を受けら  
れなかった方

●申告期間について

○所得税・復興特別所得税  
の確定申告

申告期間 2月18日(月)～3  
月15日(金)

納付期限 3月15日(金)

○消費税・地方消費税(個

人事業者)の確定申告

申告・納付期限 4月1日(月)

○贈与税の申告

申告期間 2月1日(金)～3  
月15日(金)

納付期限 3月15日(金)

税務署からのお知らせ

●申告書等の作成には、「確  
定申告書等作成コーナー」  
をご利用ください

役場や税務署の申告会場  
は混雑します。「ID・パ  
スワード方式の届出完了通  
知」をお持ちの方は、平成  
31年1月から国税庁ホーム  
ページの「確定申告書等作  
成コーナー」でIDとパス  
ワードを入力すれば、e-T  
axで申告することができ  
ますので、是非ご利用くだ  
さい。

IDパスワードの取得は  
川越税務署で取得できます。  
取得方法等は、事前に問合  
せを行い取得してください。  
IDとパスワードが無い  
場合でも「確定申告書等作  
成コーナー」を使えば、ご  
自宅で確定申告書を作成で  
きます。操作は案内に従っ  
て入力すれば、税額などが

自動計算されます。

「確定申告書等作成コー  
ナー」の操作や確定申告に  
関するご質問・ご相談は、  
国税庁ホームページで検  
索・電話にてお問い合わせ  
ください。

問 e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク  
TEL 0570-015901

●川越税務署の確定申告受  
付

期間 2月18日(月)～3月15  
日(金)

※土・日曜日除く(2月24日、  
3月3日の日曜日は実施  
します)

受付時間 午前8時30分～  
午後4時

場所 川越税務署

受付内容 事業所得、不動  
産所得、青色・白色申告、  
譲渡所得、医療費控除、  
住宅借入金特別控除など

問 川越税務署  
TEL 235-9411  
TEL 350-8666

川越市大字並木452-2

『早期装用』で『健康寿命』をのばす!

脳に  
優しい

大好評  
Brain Hearing

補聴器

坂戸市内で唯一の  
認定補聴器技能者のいる店

※平成30年6月時点、認定補聴器技能者名簿より

イチカコ  
坂戸市日の出町9-20  
TEL 281-0107



駐車場は店裏側と商店会P

〈車の送迎あり〉TEL下さい